

# 職員提案個別票

受付番号	13
提案件名	ふるさと納税寄附受入額の増加に向けたPR対策について

(職員提案：提案者)

1	現状及び課題	<p>全国におけるふるさと納税の受入額は、平成20年度に制度が創設された以後、平成24年ごろまでは年間100億円前後の水準で維持していましたが、近年は、制度の浸透や拡充などを背景に急増し、平成28年度の実績額は約2,844億円となっています。</p> <p>本市では、平成25年度に市民を対象としたまちづくり市民ファンドを創設し、運営しておりましたが、平成28年8月に市外の寄付者に対する返礼品制度を新たに導入したこと、さらには、ふるさと納税担当職員の尽力により、それまでの寄付額に対して、受入額が大幅に増加しています。</p> <p><b>【参考】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>平成25年度</td> <td>5.7百万円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>1.5百万円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>5.7百万円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>131.2百万円</td> </tr> </table> <p>このような市独自の歳入確保策は、現下の厳しい財政状況下にあつては、とても重要な取組であると言えます。また、人口減少・少子高齢化の進展など、今後、更に厳しさを増す本市の状況を考えると、寄附金の確保に向けて更なる取組を進める必要があると考えます。</p> <p>全国の事例を見ると、ふるさと納税の受入額が10億円を越す自治体は、平成28年度決算額ベースで53団体（全自治体の約3%）あります。本市も、こうした先進自治体に見習い、積極的なPR活動に取り組む必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>特に、本市には、長い歴史や文化、優れた農畜産物など、他市に負けない魅力が多く存在すると考えます。こうしたアピールポイントを効果的にPRすることが更なる寄附額の受入に繋がるものと考えます。</p>	平成25年度	5.7百万円	平成26年度	1.5百万円	平成27年度	5.7百万円	平成28年度	131.2百万円
平成25年度	5.7百万円									
平成26年度	1.5百万円									
平成27年度	5.7百万円									
平成28年度	131.2百万円									
2	提案内容	<p>市長をはじめ、全ての職員が持つ名刺にふるさと納税をPRする内容を記載（例えば、裏面の白紙部分等を活用し、ふるさと納税関連サイトにアクセスを誘導するURLやQRコードを記載するなど。）し、市外の関係者等に名刺を渡す際には可能な限りPRを行います。</p> <p>また、庁外に対して送付するメールにおいて、職員の署名欄など、メールの下部にふるさと納税関連サイトにアクセスするURLを記載します。</p> <p>さらに、これらの取組について、ガイドラインを作成し、全職員で情報の共有と意識の統一を図ります。</p> <p>全職員がふるさと納税だけでなく伊勢原市の営業部員であるとの認識の下、いせはらシティプロモーション推進計画に掲げる市職員のオール宣伝部員化の取組などと連携を図りながら、本市のふるさと納税をPRすることが重要であると考えます。</p> <p>加えて、本市の魅力を余すことなく活用することを目指し、職員一人ひとりが常に市の特産品等の情報をキャッチし、随時、ふるさと納税主管課に情報提供するなど、新たな返礼品の導入に向けて取り組みます。</p> <p>そして、将来的には、職員だけでなく、生産事業者やシティプロモーションサポーター、観光ボランティアなど、市政に関係する市民の皆様方にもご協力をいただき、加えて、ふるさと納税のリピーターも取り込み、ふるさと納税が伊勢原のファンを生み、ファンが更なる寄付を呼び込む好循環を生み出すことが理想であると考えます。</p>								
3	予想される効果	<p><b>【プラスの効果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>寄附金の受入額増加による直接的な歳入の増加</li> <li>返礼品提供事業者の売り上げ増加による地域経済の活性化</li> <li>知名度・認知度の向上による交流の活性化</li> <li>市外住民の伊勢原へのファン化</li> <li>ふるさと納税をきっかけとした人と人のつながりの強化</li> </ul> <p><b>【マイナスの効果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさと納税担当職員の負担増加</li> <li>名刺を自費で購入していることへの職員の反発</li> </ul>								

審査会の実施等に関する所見	実施することが適当であると認められる
---------------	--------------------

ほう賞対象	実施指示
○	○